

# 箕面市は開発事業等緑化負担税を導入しました

箕面市では、本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって守り、その魅力を向上させるため、「開発事業等緑化負担税」を導入しました。

納められた税は、基金に積み立て、市が行う森林整備、市街地緑化、農地保全に関する事業や、山林所有者・市民による里山保全活動への助成などに活用します。



## 課税の対象

下記の①②の両方に該当する行為が課税対象です。

①開発許可を受ける土地の造成（区画形質の変更）や、まちづくり推進条例の協議が完了する建築行為等（次のイからへまでに掲げる処分等を受けた行為。以下「開発行為等」といいます）

- イ 都市計画法第29条第1項に規定する開発許可
- ロ 箕面市まちづくり推進条例第20条第1項（第1号を除く）の規定による計画書に係る協議の成立
- ハ 箕面市まちづくり推進条例第20条の2第1項の規定による事前協議書に係る協議の成立
- ニ 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
- ホ 箕面市下水道条例第6条第1項本文の規定による排水設備等の新設等に係る計画の確認
- ヘ 箕面市まちづくり推進条例施行規則第4条の2第3項の規定にする一団地の建設行為に関する協議の成立

②事業をするために行う開発行為等（建築主自らが居住する専用住宅は課税対象になりません）

## 税を納めていただくかた

開発行為等を事業として行う者（事業者）が納税義務者となります。

建設業以外の事業者が自らの店舗や事業所として建築を行う場合も課税の対象となります。

## 税額

税額は、敷地面積（㎡）× 0.9 × 指定容積率 × 250（円／㎡）です。

例えば、容積率200%の土地で、敷地面積100㎡の建築を行うときの税額は45,000円となります。

## 申告と納税のタイミング

開発行為等に係る許可等の日から2か月以内に申告いただき、その申告した税額を市の指定金融機関でお支払いいただきます。

**※申告書の提出が未了の場合には、適正に納付が完了していないと判断される可能性がありますので、必ずご提出ください。**

# 開発事業等緑化負担税Q&A

## Q どのような場合に非課税となりますか？

建築主自らが居住する専用住宅の建設は課税対象になりません。(法人名義の申請は原則課税)  
また、同一事業者が同一敷地内で同一事業を継続するために行う開発行為等や、農地の転用の許可を要しない農業用倉庫、森林組合や漁業組合が建設する林業・漁業用倉庫の設置については、課税しません。

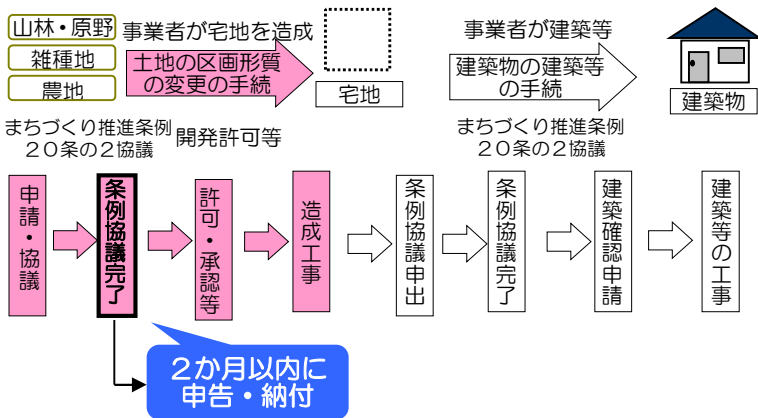
自己居住用と事業用建物が併設する兼用住宅は、その敷地全体(土地の面積)が課税対象となります。

## Q いつ申告・納付すればよいですか？

### ①事業者が建築物の建築を目的とした土地の区画形質の変更を行う場合

開発行為等の処分等の日から2か月以内に申告、納付してください(複数の行為等がある場合、最も早い処分等)

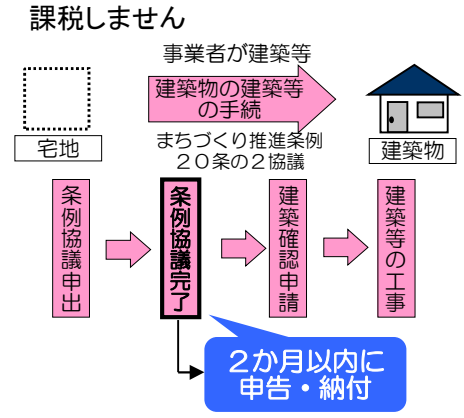
※目的となる建築物の建築が完了するまでは、以後の処分等には課税しません



### ②事業者が建築物の建築等のみを行う場合

建築物の建築等の際のまちづくり推進条例20条の2協議にかかる協議完了から2か月以内に申告、納付してください

※建築主自らが居住する専用住宅には課税しません



## Q 開発行為等の行われる土地の面積

- イ 都市計画法施行規則第十六条第一項に規定する開発行為許可申請書の開発区域の面積の欄に記載された面積
- ロ 推進条例施行規則第十条に規定する協議成立申出書裏の建設行為面積の欄に記載された面積
- ハ及びホ 推進条例施行規則第六条第三項に規定する建設行為事前協議書の敷地面積の欄に記載された面積と道路後退部分面積の欄に記載された面積とを合計した面積
- ニ 箕面市建築基準法施行細則第三十六条第一項の規定による道路の位置の指定の申請又は同規則第三十七条第一項の規定による私道の変更若しくは廃止の承認の申請に係る位置の指定を受ける道路の敷地及び当該道路に接する建築物の敷地の実測による面積を合計した面積
- ヘ 推進条例施行規則第四条の二第三項の規定による一団地の建設行為に係る協議において、同項に規定する一団地協議対象(以下「一団地協議対象」という。)である土地のうち建設行為を行う土地の面積(一団地協議対象である土地のうち三年以内に建設行為を行う計画がある場合にあっては、当該建設行為が予定されている土地の面積を含む。)を合計した面積

## 【納税手続の流れ】

- ① 申告書及び納付書の記載内容をご確認ください。
- ② 申告書の次の箇所のご記入をお願いします。
  - ・ 連絡先担当者氏名
  - ・ 連絡先等                      ・ 事業完了予定日
  - ・ 納付予定年月日      ・ 納付予定場所
- ③ 納付書をお使いいただき、指定の金融機関（納付書に記載してあります。ゆうちょ銀行は不可です。）にてご納付ください。
- ④ 申告書に納付書（領収印押印済みのもの）の写しを添えて、同封の返信用封筒に切手を貼付の上、ご返送ください。なお、審査指導課メールアドレス（下部記載、QRコードからも読取可）に画像データを送付いただく形でも提出可能です。

**※申告書の提出が未了の場合には、適正に納付が完了していないと判断される可能性がありますので、必ずご提出ください。**

- ⑤ 申告書等の記載内容について訂正等がある場合や、納付方法等についてご不明な点がある場合は、審査指導課までご連絡ください。

〒562-0003

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所都市計画部審査指導課

TEL 072-724-6743（直通）

Mail [kaisi@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:kaisi@maple.city.minoh.lg.jp)

